

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成24年3月13日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 中里委員 奥山委員 間野委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会定例会議事日程

平成24年3月13日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
平成23年度市立小学校卒業予定者の進路状況調査の結果について ほか
- 3 要望審議
受理番号288 教科書採択に関する要望書
受理番号290 教科書採択に関する要望書
- 4 協議事項
学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について
- 5 審議案件
教委第78号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
教委第79号議案 横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について
教委第80号議案 教育委員会事務局職員の人事について
教委第81号議案 教職員の人事について
教委第82号議案 教職員の人事について
- 6 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。初めに会議録の承認を行います。2月28日の教育委員会臨時会の会議録署名者は、中里委員と間野委員です。会議録につきましてはお手元に既に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。また、急施で開催しました3月8日の臨時会の会議録は、本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

1 市会関係

- 3/5 予算第一特別委員会（局別審査） 教育委員会審査

まず市会の関係でございますけれども、今、予算市会が開催をされておりました、3月5日の日に予算第一特別委員会、教育委員会の局別審査ということで開催をされたところでございます。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/4 横浜市教育委員会表彰式

(2) 報告事項

- 平成23年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について

それから市教委の関係で、主な会議等でございますが、3月4日、日曜日、横浜市教育委員会の表彰式がございました。個人の部・団体の部それぞれかなりの方が教育委員会の表彰を受けられております。合わせて横浜優秀教員表彰式と、横浜市優秀教育実践校表彰式も合わせて行ったところでございます。

それから、報告事項としては、平成23年度の市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について、これは後ほど担当課のほうからご説明させていただきます。

3 その他

その他でございますけれども、今、卒業式のシーズンでございます。高校が3月1日から卒業式が行われておまして、一番最後が3月16日ということで、まだ卒業式をやっていない高校もあるということです。それから、特別支援学校も同じく3月1日から3月21日の間で卒業式をそれぞれの学校で行うということになっています。

また、3月9日には、中学校、これは市立の中学校全部148校の卒業式が一斉に

行われたところでございます。それから、小学校でございますけれども、3月16日からちょうど春分の日を挟んで3月21日まで、これも学校によってそれぞれでございますが、卒業式が開催される予定でございます。

一般報告は以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。よろしいですか。

中里委員

私は南高等学校の卒業式に伺いました。以前県立高校には毎年伺ってましたが、市立高校の卒業式は今まで行ったことがありませんでした。南高等学校の卒業式は、中学校とは別の意味の大人の集団で、かつ厳粛ですばらしい卒業式でした。中でも、卒業生代表がお話をされた内容は、会場の人たちみんな心を動かされるような、そういうすばらしい卒業式でした。

小中一貫校の西金沢中学校にも伺いました。小規模の学校ですが、来賓の方が卒業生と同じくらいの数、参加していただきまして、学校サポーターという役割をたくさんもたれている、そういう学校のように、こちらはこちらで非常にすばらしい卒業式でした。

今田委員長

どうですか。ほかの方も皆手分けして中学校に行かれていますが、何か感想はありますか。

小濱委員

私はあざみ野中学校行かせていただきました。学力レベルが結構高いのですが、非常に大規模校で生徒数が多いんです。次々に卒業証書をもっていく姿は、なかなかすがすがしいものがありました。卒業生が退出するときに、最後に一人だけ席に座り号泣して動けない生徒がいて、印象的でした。友達が一生懸命「おい、出られるか」と言っているけど退出できないのですね。後で聞きましたら、一番手を焼かせた問題のある生徒だという話でした。つまり彼にとっては一生忘れられない経験だったという気がします。非常に印象的でした。

今田委員長

はい。よろしいですか。皆さん、いろいろ経験されたと思います。卒業式は大きな行事で、それぞれご苦労があったろうと思います。

それでは別途所管課から説明とありました23年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査の結果について、ではよろしくお願ひします。

小野職員課長

おはようございます。職員課です。よろしくお願ひいたします。それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。平成23年度市立小学校等卒業予定者の進路状況調査、この結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。これは、市内市立小学校及び特別支援学校の小学部、3月に卒業する児童を対象に、毎年2月15日現在、市立小学校等に在学する児童の進路状況を把握するという事です。ですから毎年この時期に結果をまとめるという形になります。

一番上の箱ですけれども、公立中学校の進学予定率82.4%、前年から0.2ポイント上昇と。それから私立の中学校の進学予定率ですけれども、16.7%、前年度と比べまして0.2ポイント低下ということになります。

中ほどの箱になりますけれども、今回の特徴・ポイントですけれども、公立中学校、市内・市外を入れたものでも、進学予定者は2万6722人、前年と比べまして427人減少ということ。あと、私立の中学校への進学予定者、これは5417人。前年と比較して152人減少をしております。次の3つ目の「●」です

が、私立の中学校進学予定者の割合が高い区です。青葉区27.9%、西区24.6%、港北区23.1%、都筑区21.6%という順位になっております。

その下の箱、卒業予定者総数ですけれども、総数は3万2497人、前年度が3万3091人でしたので594人の減少ということになります。このうち小学校の卒業予定者は3万2424人、特別支援学校の小学部、これは73人でした。小学校と特別支援学校小学部、分かれておりまして、1の小学校でいいますと予定者は3万2424人。男性は1万6641人、女性が1万5783人、前年より586人の減少と。

進路別でいいますと、中学校、国公立それから私立の予定者になりますけれども3万2230人、特別支援学校の中等部進学予定者は、小学校から特別支援学校に進んでいく予定者ですけれども49人、その他が145人という内訳になります。

一番下ですが、特別支援学校につきましては、卒業者は73名、そのうちの1名が中学校の進学という形になっております。

説明は以上ですが、その次のページ、参考1・2を添付しておりますので、これは後からご覧いただければと考えております。以上でございます。

それから、本日、記者発表を予定をしております。

- | | |
|-------------|---|
| 今田委員長 | 所管課から説明が終了しました。何かご質問ございましたらどうぞ。 |
| 中里委員 | 毎年、同じ時期に出るもので、ちょっと私も思い出せないのですが、その他の145という数、内訳が参考資料のところに出ていますが、37名は海外転出予定者で、あと就学猶予予定者、ここまではわかりますが、未決定者というのは事情があるのですか。 |
| 小野職員課長 | 一応、転出を予定している方ですと引越しの関係で転出先の県がわからなかったりします。2月15日現在ですので、今ですと多少減ってると思います。 |
| 小濱委員 | 真ん中の枠の中で、例年ですと北部方面の私立進学予定者の割合が高いのですが、今回、西区がその前年度と比べて異様に高くなっているのは、主たる理由は何だと分析なさいますでしょうか。 |
| 小野職員課長 | そこまではわかりません。 |
| 小濱委員 | これは上昇率ですよ。私の想像では、例えばみなとみらい21の新住人の方たちのお子さんが学齢期になって、私立志向がそこで出たのかなと考えています。おわかりにならないければ結構です。一応確認できることであれば、知っておいたほうがいいかなと思いましたが、お聞きしただけです。 |
| 小野職員課長 | 多分、今お話しされたようなことも理由の一つにはなると思います。ただ、もともと西区も前から高いですね。 |
| 小濱委員 | 年度によってばらつきがあるのですか。 |
| 小野職員課長 | はい。ただ、2位まで上がるのは、やはり初めてです。 |
| 富岡法規争訟等担当係長 | 昨年度も西区につきましては6番目です。21年度、20年度も5番目ということなので、もともと上位のほうにあります。 |

山田教育長	恐らく、中区や西区の小学生の数が非常に増えています。例えば本町小学校は2年先ぐらいには800人を超えると推計されています。恐らく市外やその中心区以外のところから転入されてこられた方が多いと思います。推測ですが、その方たちが私立の中学校を選択されたのかなと思っています。
今田委員長	学校によっては、50%ぐらいの学校もあるのではないですか。
小野職員課長	一番高いのが緑園東で、50%超えて、50.5%です。あとは、東品濃が50%、日吉台、桂、それから綱島、平沼となっています。
今田委員長	50%超えているところもあるのですね。
山田教育長	そうですね。震災の影響等もあって、私立学校へ行くために遠くへ行くことを避けてるといった話も何回か聞きます。
今田委員長	公立の評価が高まったということになりますか。
山田教育長	わかりません。
今田委員長	そうありがたいですね。では、ほかにはよろしゅうございますか。 それでは次に、議事日程に従い請願等審査に移ります。ご苦労さまでした。所管課から説明をお願いいたします。
漆間指導部長	おはようございます。指導部長の漆間でございます。では、お手元にあります受理番号288、290の資料をご覧ください。 考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事室長	おはようございます。それでは、受理番号288番、290番について考え方でございます。受理番号288番、290番については、教育長に専決させる請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決になるものと判断されます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。
今田委員長	はい。所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。特にご意見等がなければ、受理番号288及び290は教育長専決としてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、受理番号288及び290については、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いします。以上で請願等審査を終了します。ご苦労さまでした。 次に、議事日程に従い、協議事項に移ります。学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について、説明をお願いします。
吉富教育推進室長	おはようございます。教育政策推進室長の吉富でございます。それでは、学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針について、ご協議をお願いいたします。本件につきましては、前回の教育委員会で、有識者等で、構成される年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議の「意見のまとめ」をご報告

いたしました。本日はこれを受けて、学期制、土曜日の活用及び長期休業日に関する今後の方針をご協議いただくものでございます。

なお、本案件につきましては、本日も協議をいただき、次回教育委員会での審議の上、ご決定いただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは内容については、担当課長からご説明申し上げます。

榎原教育政策
推進室担当課
長

教育政策推進室担当課長の榎原でございます。私から説明をさせていただきます。今、吉富からも話がありましたが、年間を通じた授業時数の配当等の在り方検討会議による「意見のまとめ」を受けまして、次のとおり学期制、土曜日及び長期休業に関する今後の方針を定めるということで、案をお諮りしたいと思っております。

まず「1 学期制」についてですが、

(1) 横浜市立学校における学期については、引き続き2学期制または3学期制とし、校長が定め、あらかじめ横浜市教育委員会に届け出る。

(2) 校長は、いずれの学期を選択した場合であっても、次の点に留意する。
ア 保護者等と教員との間の面談の実施に努めること。イ 中学校においては、長期休業開始前に生徒及び保護者等に対し、学習評価に関する情報の提供に努めること。

(3) 校長は、学期を前年度より変更する場合は、次の点を考慮する。ア 事前に学校運営協議会、学校運営協議会を設置していない学校においては保護者等の学校関係者の意見を聞くこと。イ 変更後は、学校評価等の機会を通じ、変更した学期についての検証に努めることとしております。これについては検討会議の中でも、おおむね学期制については学校の自主性・自律性が発揮できる制度にすることと、学校自らが選択した学期制について保護者等に説明し、不安や疑問を取り除くことが必要であると整理されたところを踏まえて、この方針案を作成したところでございます。

次に、「2 土曜日の活用及び長期休業日」について、説明させていただきます。

(1) 横浜市立小学校及び中学校における土曜日の活用については、必要な法制上の整備をした上で、研究校の協力を得ながら実証的な研究を行う。

(2) 研究期間は、平成24年8月から平成26年3月までとする。

(3) 研究校は次の観点から研究を行うこととする。ア 土曜日に教育課程に位置づける授業を実施することにより、児童生徒や教員にとって、平日の週時程の緩和等につながるか。イ 土曜日に実施する授業その他の教育活動により、横浜教育ビジョンが示す「横浜の子ども」の育成に寄与するか。

(4) 研究校においては、次の要件に該当する場合には、児童及び生徒の休業日の振替を行わずに、教育課程に位置づける授業その他の教育活動を実施することができる。ア 土曜日（国民の祝日を除く）の午前中であること。イ 平成24年度においては年間6回、平成25年度においては年間11回を上限とすること。ウ 学校週5日制の趣旨を踏まえ、教育課程に位置づける授業を実施する場合には、おおむね次のいずれかの内容であること。（ア）保護者や地域住民等に対して公開で行うもの。（イ）保護者や地域住民等がゲストティーチャーやボランティア等として参加するもの。エ 法令等に基づき、教職員の週休日の振替等を適切に行うこと。

(5) 研究校は、(3)アの研究、つまりこれは週時程の緩和の部分です。週時程の緩和等の研究を行う観点から、教育委員会が認める場合には、土曜日に教

育課程に位置づける授業を実施する回数に応じ、長期休業日の期間を延長することができる。

(6) 研究校は、教育委員会に対し、必要に応じて研究経過及び成果の報告等を行う。

(7) 教育委員会は、研究校に対し、研究に必要な経費を配当する。

(8) 教育委員会は、教育職員の週休日の振替先を児童生徒の長期休業期間中、夏休み等と以後略しておりますが、に確保しやすくするため、教育職員の週休日の振替の範囲の拡大について、神奈川県人事委員会に対して申請する。

(9) 教育委員会は、教育職員の週休日の振替先を夏休み等に確保しやすくするため、夏休み等における市主催の研修の日程等の見直しを図る。

(10) 教育委員会は、平成26年度以降の土曜日の活用及び長期休業日の在り方について、研究の成果と課題を踏まえ、平成25年度中に決定する。

(11) その他の必要な事項については、教育長が別に定めるということにしております。

土曜日の活用については、いただいた観点それぞれについてさまざまなご意見があったことを踏まえまして、こちらのほうからの案としましては、平成24年8月以降、おおむね1年半から2年をかけて研究を行っていった、その成果を踏まえて実際に26年度以降どうするかを判断するという形にさせていただければということで、案を提案しました。以上です。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。ご質問・ご意見等ございましたら、どうぞ。

小濱委員

この学期制と、それから土曜日の活用、長期休業日に関する今後の方針ということは、前回の臨時会で教育長がおっしゃっていたように、非常に教育の根幹に触れる部分ですので、慎重にじっくりやっていくことが非常に大切だと思います。

今日ご説明を聞いて、その線に沿っているということで、おおむね私も賛成なのですが、前回詳しいご報告を榎原課長からいただきました。そのご報告はベースになっているのが、非常に緻密な教員、それから保護者、地域の方たちに対する意識調査の結果に基づいていたということがあります。私は、これは非常にいい調査だったと思っております、評価しています。そこでの結果というものをこの教育委員会としての決断に何らかの形でやはり生かすべきではないかと思えます。

その場合に、やはりそのポジションの違いによって、2学期制がいいのか3学期制がいいのかということについて食い違いが出ております。簡単に概略を申しますと、小学校の場合は大体その保護者の方も、教員の方も2学期制がいいのではないかと。中学校の場合で、中学校の教員、保護者については小・中ともにその7割以上が3学期制を望んでいるという結果でした。これと、先生方の結果とがかなり食い違いが出てるということをどう考えるかという問題です。なかなか、これ結論が出しにくい、悩ましい問題だとは思っています。

私はあくまでもその原則をどう考えたらいいかということで、やはりあくまで原則です。これは、決め付けるということではないのですが、養育の最終責任者、教育を含むところの養育の最終責任者は、やはり保護者であるということです。教育機関は、言ってみればその養育の一部を代行する機関で、基本的な位置づけから考えると、やはりその食い違いが出た場合には、いろいろなケースがありますから一概に言えませんが、原則としては保護者の方たちの考え方を優先さ

せるべきではないかと思っています。

そういう意味でいいますと、大分、保護者の方に3学期制を望む声、特に中学校の場合には高いわけですので、基本的な方向づけとしてそういう方向に持っていったら私は考えております。ただ、強制はよくないので、ここに書いてありますように、「当面2学期または3学期とし」ということでいいと思います。その原則について考えるところを申し上げました。

今田委員長 それは先生のご意見ということですか。

小濱委員 はい。私の意見ということですね。

今田委員長 ほかに何かありますか。

中里委員 学期制についてですが、2学期制に移行したときに、十分、検討しながら移行して、そしてまた何校かが戻って、3学期制をやっているのが今の現状です。引き続き2学期制または3学期制とするという形は、非常に私はいいいことだと思っております。この意見のまとめの中に重いデータがたくさん入っております。

校長が定めるということで、変更する場合には学校運営協議会の意見を聞くこととなっておりますが、ぜひこのデータを、しっかり各学校で理解をして、そしてその延長線上で、学校で決めていってほしいと思います。これなしで決めるのではなくて、このデータをしっかり各学校が受けとめて理解していくということが私は大事かと思っています。

これはデータとして学校便利帳のほうに入るわけですね。

事務局から説明の機会はあるのでしょうか。

檜原教育政策推進室担当課長 基本的にはこの方針が決まった後に改めて、こういう基本方針が出た背景として、この方針とその背景にはこういう検討がありますという形で説明する機会は設けようかと思っております。

中里委員 ぜひよろしくお願ひします。それから2つ目、一つ心配していることは、校長が定めということになっておりますので、校長が変わるたびに2学期制・3学期制にくるくる変わるのだけは、私は避けるべきだと思うのです。やはりこれをもとにした大体の方向は十分理解できるわけなので、そこで決定したということの重みは、やはり受けとめていかなければいけないと思います。

小濱委員 補足ですが、仮に今後2学期制から3学期制に移行する学校が増えていく場合にも、この前のご報告の中に同じ3学期制といっても、もとの3学期制にただ復帰するのではなくて、2学期制のよさを踏まえた上での3学期という、らせん状に矛盾を解決していくといひますか、そういうふうになっている例が多いというご意見があります。あれはとても尊重すべきことだと思います。そういう意味合いから、それを私の意見としてちょっとつけ足しておきます。

奥山委員 学期制についてです。やはりこの10年の間に、3学期制だったものが2学期制になり、また場合によっては3学期制に戻ってきているような学校もあるという中で、かなり現場の学校では、行事の見直しも含め、それから学校連絡協議会のほうの意見も踏まえて、試行錯誤して、ここまで来られていると思います。

そういうことでいうと、今回もどちらかにしろということではなく、今までや

りくりして、うちの学校にはこの学期がふさわしい感じだということで、やってきた現場の思いなり成果なりをやはり尊重した形で、その学校に合わせて自主性や自律性を重んじて運営していただきたいという結論に達したのは、非常にいいことだったのではないかと思います。

ただ、やはり小学校と中学校では、若干、やはり内容について違ってくるといふこともあります。今後を見据えた中で方向が指し示されてくればよろしいですし、学期にこだわらず、2番のところに、「中学校においては、その学区の区切りに、夏休み前にその学習評価に関してのことは出すべきである」というようなことが記載されていますが、中学校の保護者としてやはり感じている部分でもありますので、そのあたり、学期とまたそういう評価をどういうふうに出すかということについては、整合性なりを見定めながら決めていく。それはやはり学校にそれをゆだねた、今ゆだねてあるということについては、現状として私は評価したいと思っております。

間野委員

教育政策でありますので、政策科学という言葉があるように、データに基づいてきちっと根拠、エビデンスを示して政策を作っていくというプロセスは非常にすばらしいと思います。ただ、やはりそれが恣意的な解釈にならないように、そこは科学という意味で客観性をどう担保していくのかということについても留意する必要があります。データをとった後の解釈ですね。そういう意味でいうと、現時点では2学期または3学期どちらかが結論が出せないというのは客観的だと私は思いますので、この結果に対しては賛成いたします。

今田委員長

さきほど変わるのには困るという意見がありました。この条項をそのまま読むと、これは「校長が定め」と書いてある。だからA校長からB校長になり、私はこういう学校のこういう経営方針でやりたいといえ、この手続論を踏まえれば変えられると解釈上はなります。では、くるくる変わることが困るというのをその意見との兼ね合いでどう考えていくのですか。

それと、小中一貫ブロック内での小学校の中の違いがあった場合にどうするかという質問に対して、意見が違う場合にどう説明するのかということのを少し考えないといけません。

これは、校長が定めたというのであれば、学期については小中学校に両派がいろいろあるから、そこをどうするのがいいのか、少し知恵が大事なのかなと思います。話の中でこのデータが、それぞれ学校・保護者に別々に聞いたから、学校の先生方は保護者のニーズはこういうことだよというのを見て、それで自分でも考え、それとの兼ね合いで方針を決める。どちらがいいのか、手続的なやり方があるのでしょうか。自分たちはこう思っていたけど、そういうニーズもあった、という学校現場での議論もあるのかなと思いました。この辺はどう考えるのがいいのか。ご意見があれば教えてもらいたいと思います。

吉富教育政策
推進室長

まず基本的には、委員長や中里先生がおっしゃった部分で、やはり校長が変わり、ころころ変わることを危惧するという声は、検討会議の中でもありました。そういう意味で、実は今の学期制の原則というのは(1)になっていますが、まずプロセスとして、特に(3)のプロセスを入れてくださいというところに重きを置いています。

特に、学校運営協議会というのは、基本的に学校運営の基本方針を決める場ありますので、ここの意見を聞くことというのは、そこをまず必須にするということ。実際には一定程度の制約というか、単に校長が思いつきでは決められ

ないという部分は制度的には担保しています。

実際には2学期制から3学期制に変えた校長先生のお話を聞くと、思いついてぱっとやっていることはありません。それは校長先生のお話として聞いておりますが、基本的には丁寧に地域にアンケートをとったり、保護者にアンケートをとったり、例えば地域の連長さん、まさにここは行事との絡みもありますので、そこは丁寧にやっているという声がありますので、引き続きそれが守られるのであれば、ここの(3)の中で大体読み切れるのではないかというふうに解釈しております。

檜原教育政策
推進室担当課
長

重複しますが、この検討委員会議でそういう意見をおっしゃった方は保護者でもあり、学校運営協議会の委員さんなのですが、やはり特に保護者の方はちょくちょく変わるのは決して望まないだろうということを強くおっしゃってまして、そういう意味からも学校運営協議会もしくは保護者の意向を留意するという事になれば、そう校長先生がかわるたびにころころ変わることはないという判断もありまして、こういう表現にしたということでございます。

今田委員長

小中一貫ブロック内の中の小学校それぞれの意見の違いが現実に出ているところもあるんでしょう。

そうすると、それはもう違いは違いとして、そのままいくのがいいのか、ブロック内の小学校は統一するような格好がいいのか、その辺はどうなのですか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

それについては、基本的にはブロック内で話し合っただけがいいのかなと思っております。一つだけ例を紹介しますと、北部地区で青葉区の美しが丘中学校、美しが丘東小学校、美しが丘小学校から成る小中一貫ブロックがあるんですけども、ここは美しが丘中学校が平成21年に3学期に移して、22年には美しが丘東小学校が3学期に移して。その状態でいったんですけども、多分これは一貫ブロック内で統一ということもあり、美しが丘小学校のほうも来年度から、24年度からは3学期のほうに移すということは動きとしてあるということになっております。

今田委員長

ブロック内で統一するとき、その小と中と分けて、とりあえず小学校同士の違いの話と、小中の違いの話とあるわけですけども、僕が言いたかったのは、まず小学校の中での違いの話ということをやったかかったのですが、そうすると、それは違う場合もあり得るということですね。

檜原教育政策
推進室担当課
長

はい。違う場合もあります。例えば並木中央と並木第四みたいなのは、わりとそろって、話し合っただけに変えたという話もあります。

今田委員長

ブロック内で協議してくださいというようなことは、特にここには書いてないけれども、それはそれでこの中で読みとるのですか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

まあ、基本的には特にここの部分では今のところブロック内のことは書いておりませんが、今のここの管内ではブロックの判断に任せるということになっております。

小瀨委員

素朴な質問なんですけど、小学校が2学期制をとっていて、同じブロック内で、

中学校が3学期制をとっていて、小中一貫を推進しているという場合に、そういう食い違いがあると、何か弊害とか不都合というのは歴然とあるのでしょうか。それとも、ないのでしょうか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

この部分については、いろいろな校長先生の話聞かれると、実際に2と3で移し、ずれてる学校で、そんなに支障はないということは出ています。実際に見てみますと、来年度からは小学校は2校だけ増えて、13から15校になりますが、中学校は22校から16校ふえて、38校が3学期制に移行するというところで、中学校がやはり先行して、3学期に移るところが多いです。

小濱委員

それで格段の不都合がなければ、そういう自然の勢いでも構わないと私は思います。

山田教育長

多分その小中一貫で考えた場合に、その熟度があると思います。もちろん地域によって、あるいはそのブロックによって、その結びつきの強い・弱いというものもあると思いますし、もう少し時間がたてば、変わってくる可能性はあります。ただ、中に関しては受験というものがありますから、その部分で学習評価、成績評価をどうしてもその保護者の方は強く求めますから、勢いその流れとしては、中のほうはあるかなというふうに思います。

ただ、同じブロックの中で小同士あるいは中と小の間でそれほどですね、この違いによって、いろいろな学校運営あるいはその学習評価という点で決定的なそのデメリットとか弊害があるかという点と、そこまでは聞いてないですね。ただ、もう少し落ちつけば、どちらかを原則みたいな形で決めるというのはあるかもしれませんが、今の段階ではまだ始めて10年弱でしかたってません。

保護者の方は恐らく自分が若かりし頃学んだ、多分3学期制しか経験がないでしょうし。その学校の教師も若い先生は最初から入ったとき、もう2学期制しか経験したことがない。ベテランの先生は2学期も3学期も経験したことがある。恐らく人事異動でまた先生も動くでしょうから、両方見た段階で、少しまた気持ちも変わってくる可能性はあるのですが、今は少し見たほうがいいのかという感じは持っています。

中里委員

3学期制から2学期制に移るときに、子ども側の学びのスパンということで、長いスパンで評価してあげることが非常に意味があるんだ、そういうことで私は受けとめました。ただ、教員が非常に多忙ということもあって、データの中にも連絡票の回数とか評価の回数が多忙感という表現になっています。負担軽減という視点で学期制を扱うことについては、私は非常に危惧します。

事務局のほうでも、教員の事務の負担軽減のために電算化を予算を組んでもらっています。子どもの学びとしてどういう視点が、どういうスパンが必要かという、どういう学期の在り方が必要かということで、各学校で自主的な決定をしてくれるような形が一番望ましいと思います。ぜひ説明されるときに負担軽減ということをして1位にやはり出さないような形で、子どもの学びの在り方という視点でぜひお願いしたいと思います。

保護者のニーズも非常に私は大事だと思います。ただ、学校というのは教育のプロですので、学校教育ってどうあるべきかということは、私はプロフェッショナルとしての意見というのをしっかり学校が持つべきだということは強く思います。ニーズはニーズとして意識しながらもプロとしての自覚のもとに考えていくべきだと私は思っています。

今田委員長	とりあえずこの学期制については、またご意見があれば後ほど言っていただくことにします。次の土曜日の活用及び長期休業日のほうに移ります。よろしいですか。ではこれについてご意見いろいろあれば、どうぞ。
小濱委員	素朴な質問ですが。2の（1）のところに、研究校の協力を得ながらと、「研究校」というのが出てきますが、これは初年度、今年度、例えば何校考えているのですか。
檜原教育政策推進室担当課長	基本的には、小学校では30校程度です。中学校では8校ぐらいを、念頭に置いておりますが、基本的にはそこにどれだけの学校が手を挙げていただけるかというところを踏まえて検討していくことになろうかと思えます。
小濱委員	それは学校側から自主的に手を挙げるっていうことを、まず優先させるわけですね。
檜原教育政策推進室担当課長	はい。基本的には学校の当然同意がなければ、なかなかできないものでございますので。
小濱委員	年次が移るごとに例えば増やしていくというようなことも、今、構想されているわけですか。
檜原教育政策推進室担当課長	イメージとしては24年度段階に着手していただいた学校については、25年度中も引き続きということは考えております。ただ、24年度は無理だけれども25年度から研究校に参加したいという学校は出てくるかと思えます。
中里委員	この研究協力校は予算がおりますんですか。
檜原教育政策推進室担当課長	はい。一応、（7）として、研究校に対して研究に必要な経費を配当するというところでございます。
中里委員	希望ですが、経費がおりなくても研究をしたいという学校がないわけでは、私はないと思います。 例えば経費がおりのからというので、例えば中学校で8校指定を考えているとしても、例えば15校希望があった場合に、ぜひその経費については、おりなくても指定を希望する学校があれば、指定として出してあげてほしいと思います。私が学校管理職でいたときに、予算は要らないから研究指定を受けたいと希望しても却下された過去があります。学校としては目標があればとてもいいので、予算なしでいいからと申し出ましたが、そういうケースもあります。 といいますのは、結構、土曜を活用している学校、多く見受けられます。流れとしてそちらに来るのであれば、指定を受けたいという学校が恐らく多くあるのではないかという感じもしますので。ぜひ数にとらわれないで状況を見てほしいなというところは希望します。

奥山委員

小学校と中学校で考えたときには、小学校のほうは今もかなり土曜日を活用しているという実態もある中で進めやすいのかなと思います。やはり中学校は部活動の問題などもありますし、実際のところ、中学校も授業時数が増える中で何とか授業時間を確保しなければいけないことは、もう課題として挙がっているわけです。

それを長期休業に入れるのか、それとも何とか土曜日でやりくりするのか、その辺の見極めについて、なるべく、今8校ということだったと思いますが、土曜日なのか、長期なのか、休みなのかということと比較検討ができたり、いろいろな意見が出るような何か調査を、ぜひやっていただくといいのかなと思っています。中学校が一番大変ではないかと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

小濱委員

この前の報告では、例えば殊に小学校低学年の子たちにとって、土曜日授業をやらないと、完全週5日制を続けていくと、授業時間のしわ寄せといいますか、6時限までやらなくてはいけないので、結構これが大変だから土曜日に少しそれを回したほうが負担の軽減につながるというご意見と、そうではないんだという意見と、両方あったと思います。これに関しては所管課としては何か結論といいますか、お考えありますか。

檜原教育政策
推進室担当課
長

基本的に、例えば子どもにとって、6時間目授業が大変だというのは物理的に出てくるとは思いますが、ただ、それを土曜日に回すことによって、本当に子どもたちにとっても先生方にとってもいい状態になるのかというのは、まさにこの研究の中で考えていただくのかなと思います。

間野委員

教育施策は、なるべく客観的なデータに基づいてエビデンスを作ってやっていくということは、そういう方向は流れができてきていると思いますが、これは実証研究なので、きちっとしたやはり研究計画というのが大切だと思います。今言った参加校も希望する高校、希望する学校だけを選ぶと、当然そもそもポジティブなわけですね、こういった施策に対して。そうすると正の効果が出やすいわけです。ただ、やはり校種とか地域によって効果があったりなかったりする可能性があるんで、理論上でいえば、小学校・中学校は本当は無作為に抽出すべきであって、こういう学校にぜひ協力をお願いしたいということをやすべきでしょう。

奥山委員の話をお聞きすると、既に取り組んでいるところにこれを研究校に指定しても、その効果が明瞭にならない可能性もある。これは現場のことを考えるとなかなかできることではないんですが、そういう客観性を担保していくためには、やはり抽出校、選定から、それから3の研究校で、次の観点というのがありますけど、効果測定の測定項目の統一ですね。

学校ごとに校長がどう思ったとか、学校ごとに勝手にそのアンケート調査をつくるのではなくて、やはり統一したその評価項目で、30校なら30校やってみる。その30校の中にやはり学校の地域でやっている特性があるので、それぞれによって効果の出方の違いがあったり、そういったことをやはりしっかり分析したほうがいいのではないかと思います。

そういう意味でいいますと、それを現実的にはなかなか抽出して、その学校にやらせようというのが難しいとするならば、対象群として、要は介入する30校とは別にコントロール群で何も変えない学校というものにも同じ調査をして、対照群では実は変化はなかったけれども、介入したところでは変化があったというような、やはりそういう実証的な研究手法の導入が必要ではないかなと思います。

す。

効果がある項目とない項目もあるということもきちっと確かめるということが、恐らく皆さん納得していくプロセスなのではないのかなど。ですから、学校任せに研究方法をしない、教育委員会で統一したフォームでやってみる、それが校長による、その学校のプログラムの内容の違いとかですね、地域の違いとかによってどういう差が出るのかということ进行分析したほうがいいのではないかなど思いました。

檜原教育政策
推進室担当課
長

実は今のその特に無作為というのはなかなか難しいのかもしれませんが、地域差というのがあるという部分については、検討会議の委員の方からもいただいているところでございます。ですので、学校の選定に当たっては、基本的に学校教育事務所ごとに、できるだけ均等な数になるよう考えていきたいというふうには思っております。

今田委員長

教育長、何かありますか。

山田教育長

そうですね、今ご意見をいただき、非常によくわかりますので、すべてその理想どおりいかないのはわかってますから、少し事前に選定の段階から、あるいはその調査・研修項目の段階からですね、整理をしたいというふうに思います。

それとあと、中学校は部活の問題を避けて通れないので、下手すると1週間、7日部活やっているところもありますから、少しそこら辺の有り様も将来的には考えていかななくてはいけない部分もありますので、それを踏まえ、この土曜日の問題についても少し検証していきたいなと思っております。

今田委員長

部活のことは、漆間部長のほうが何か調査みたいな、在り方みたいなことを言われたことがありました。そのことがこれにまたうまくフィットして反映されるような格好で考えていくという、そういう意味ですね。

よろしゅうございますか。

それでは、今いろいろご意見が出ましたので、それを踏まえてまた事務局のほうで調整をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りいたします。教育委員会第80号議案、教育委員会事務局職員の人事について、それから教育委員会第81号議案、教職員の人事について、及び教育委員会第82号議案、教職員の人事については、人事案件のため非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教育委員会第80号議案から82号議案までは非公開といたします。審議に入る前に確認ですが、何か報告事項はございますか。

重内総務課長

3月1日、1団体から「卒業式等における国旗掲揚等に関する要望書」が提出されました。この要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整をし、回答をさせていただきます。

次回の教育委員会臨時会につきましては、3月27日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは次回の教育委員会臨時会は3月27日火曜日の午前10時から開催することといたします。

それでは審議に入ります。教育委員会第78号議案、市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

高橋指導部担当部長

指導部担当部長の高橋でございます。よろしく申し上げます。よろしく申し上げます。それでは、議題につきましてご説明をさせていただきます。今回お願いをいたしますのは、南高校附属中学校、4月に開校予定でございますが、南高附属中学校につきまして学校評価とそれから2学期制に関します学校管理規則上の関係規定について一部改正をお願いするものでございます。

南高附属中学校につきましては、中高一貫教育校ということになってございますので、学校評価につきましても、南高等学校本体と一括して学校評価を受けるということになっておりますので、そのための規定の整備が必要ということと。それから、また学期制につきましては、多くの一般の中学校とそれから南高等学校本体と同じ2学期制で実施をしまっているという予定でございますけれども。実はこの学校管理規則上の2学期制に関する終了日の規定が若干、小・中学校と高等学校で違っているというような部分もございまして、その部分を高校のほうに合わせていくというような必要があるということをお願いするものでございます。

では具体的な内容につきまして、高校教育課長よりご説明申し上げます。

高橋高校教育課長

高校教育課長高橋でございます。それでは議案に基づきましてご説明申し上げます。よろしく申し上げます。まず1枚おめくりいただきまして2ページ、提案理由にございますように、今、部長から申し上げたように、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校の学期及び学校評価について、南高等学校と同じ規定を適用することが必要になりますので、ご提案申し上げる次第でございます。

具体的な改正点でございますが、もう1枚おめくりいただきまして4ページの新旧対照表のほうを、まずご覧いただけますでしょうか。現行の南高等学校附属中学校は管理運営規則の第58条で、学年・学期につきましては第3条を、学校評価は第4条の2を準用することとしております。これは他の市立中学校と同じ規定になっております。

そこで中学校を一貫教育校として、高校と同じ規定を適用するために、学年・学期につきましては、第36条の2を、学校評価につきましては第36条の5を準用する規定に改正いたすことをご提案申し上げます。

具体的な内容ですが、その次の資料としてつけ加えております5ページ目をご覧いただければと思います。附属中学校につきましては、南高等学校と同様に2学期制を採用いたしますが、36条の2の第2項、高等学校の列の第36条の2の第2項、その(1)にございますように、前期につきましては4月1日から9月30日となっております。これは、隣の左側にありますように、小・中学校と異なっている期間となっております。

これの理由は、高等学校は単位制等により、学期による単位の認定及び卒業の認定等ができることになっておりまして、それに基づいて、実際にこれまでの中で市立高校でも1名、前期の区分で卒業した生徒がおりますけれども。そうしますと、10月1日から大学の入学できるところが若干ございますので、そういったところの進路の部分も考慮いたしまして、9月30日としております。附属中学校につきましては、この規定を適用することとしております。

また、学校評価につきましては、南高等学校と附属中学校は一体となって学校評価を受けることとなりますので、小・中学校の学校評価の規定の第4条の2ではなく、高等学校の学校評価に関する第36条の5を適用いたします。具体的な違いでございますが、最後のページのところが違っておりまして、右の欄の5項目目でございます。5項目目に、高等学校につきましては、専門家等による第三者評価が行われておりますの、附属中学校についても第三者評価の対象とすることといたします。そのほかの部分については変更ありません。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

今田委員長 説明が終わりました。ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。要は中高一貫に伴って高等学校の規定を適用していくということですね。

高橋高校教育課長 そうです、はい。

今田委員長 それに伴う改正ということでは、ご意見等がなければ、教育委員会第78号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。ご苦労さまでした。
次に、教育委員会第79号議案、横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正について、所管課から説明をお願いします。

重内総務課長 総務課長重内でございます。よろしくお願いたします。お手元の教委第79号議案をご覧くださいませ。横浜市行政手続条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正についてでございます。この規則は、横浜市行政手続条例における教育委員会での施行について、必要な事項を定めたものでございます。

2ページをご覧ください。提案理由でございます。この横浜市行政手続条例の一部改正に伴いまして、本規則の一部を改正するため提案するものでございます。

続いて3ページは改正内容となっておりますが、その前に5ページをお開きください。行政手続条例の一部改正について簡単にご説明いたします。アンダーラインを引いてありますが、この条例の第36条第2項が削除され、それに伴い、36条第1項という表記が第36条に改められたというものです。今回、この第36条第2項が削除された理由でございますが、全市的な附属機関の見直しに伴い、この条文で規定をされておりました横浜市行政手続審議会、この審議会が廃止をされたため削除をされたものでございます。

10ページをご覧くださいませと、もともとの規定が載っております。下のほうですが36条2項、この36条自体が行政指導に協力が得られない場合、幾つかの利害の調整を図ることが困難ですとか、市民が不利益をこうむるといっておそれがあると認められた場合でございますが、行政指導の趣旨や内容を公表することができるという規定でございますが、第2項で公表しようとするときは、横浜市行政手続審議会の意見を聞かなければならないという形になっておりました。この規定でございましたが、行政手続審議会自体が廃止をされたため、削除をされたというものでございます。

それで、4ページでございます。教育委員会の規則について、新旧対照表がご

ございます。改正点については先ほど説明を申し上げましたとおり、条例の改正に伴って、第5条のうち手続条例第36条第1項という規定になっておりますところを、第36条に改めるというものでございます。なお、施行日につきましては、条例の施行日に合わせまして平成24年4月1日を予定しております。

参考資料として、先ほど申し上げた条例等の部分、それから改正前の教育委員会規則をおつけしております。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

今田委員長 所管課からの説明が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

小濱委員 向学のためにお聞きしておきたいのですが、この横浜市行政手続審議会の廃止された理由というのは何ですか。

重内総務課長 審議会全体を見直して、必要のあるものを、そしてその廃止をしても問題がないものというような形で整理をして廃止したと聞いております。

小濱委員 何か例えばこの機関があるために非常に手続が煩瑣になるということですか。

重内総務課長 もちろんそれもあると思います。

今田委員長 ご意見等がなければ、教育委員会第79号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各位委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。
以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。
特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時08分]